

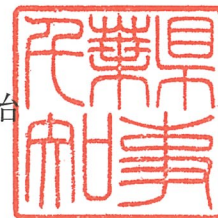
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県小美玉市飯前1404番地2

氏 名 有限会社 押手商店
代表取締役 押手 猛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成30年7月31日

許可の有効年月日 平成35年7月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥，イ 廃油，ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），エ 紙くず，オ 木くず，カ 繊維くず，キ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ク ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ケ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年7月31日 新規許可

平成30年7月31日 更新許可

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては，市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。